# 令和6年度 熊本県県南地域相談支援事業所連絡協議会 総会

日時:令和6年5月24日(金)13:00~

場所:くまもと芦北療育医療センター

新館4階 会議室

# 令和6年度

# 熊本県県南地域相談支援事業所連絡協議会 総会次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事

第1号議案 令和5年度事業実績報告

第2号議案 令和5年度決算報告及び監査報告

第3号議案 令和6年度事業計画案

第4号議案 令和6年度予算案

その他の事項

- 5 議長解任
- 6 閉会

# 令和5年度事業実績報告

## 1. 活動全般

| 期日          | 内 容 (会 場)   | 参加  |
|-------------|---|---|
| 令和 5年 4月20日 | 第1回運営会議(Zoom)   | 運営役員  |
| 5月25日       | 令和5年度総会・ブロック内研修会・連絡協議会<br>研修題目「相談支援専門員と介護支援専門員との連携」<br>講師:ケアプランバンク トータルケア 高島 誠也 氏         | 27 事業所 50 名   |
| 7月 6日       | 第2回運営会議(Zoom)   | 運営役員  |
| 9月 7日       | 第3回運営会議 於:県南広域本部3階大会議室  | 運営役員  |
| "           | 全体研修会<br>研修題目「八女地区の地域生活支援拠点等事業の取り組み」<br>講師:八女地区障害者地域生活支援拠点センター すいれん<br>総合コーディネーター 大池 慶介 氏 | (ブロック内)<br>24 事業所<br>49 名<br>(ブロック外)<br>10 事業所<br>15 名<br>(行政)<br>4 市町<br>7 名 |
| 11月 2日      | 第4回運営会議 於:地域生活相談支援センターすまいる  | 運営役員  |
| 令和 6年 1月10日 | 第5回運営会議(Zoom)   | 運営役員  |
| 1月11日       | ブロック内研修会・連絡協議会<br>研修題目「乳幼児期の定型発達について」<br>講師:くまもと芦北療育医療センター<br>臨床心理士・公認心理師 倉津 愛子 氏         | 24 事業所 42 名   |
| 3月 9日       | 第6回運営会議(Zoom)   | 運営役員  |

### 2. その他の活動

- (1) 三役会議(会長・副会長・事務局)
- (2) 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会に役員を派遣 槌山(県副会長)、才松(県南会長)、工藤(県南副会長)、白坂(県南事務局)
- (3) Zoho及びメールを活用しての情報発信・共有

# 令和6年度 事業計画

### 1. 活動全般

| 期日        | 内 容 (会 場)   |
|-----------|---|
| 令和5年4月25日 | 第1回運営会議(Zoom)   |
| 5月24日     | 令和6年度総会・ブロック内研修会・連絡協議会「ニューロダイバーシティの世界を拓こう ~ 相談支援専門員のみなさんの力を頼みたい 」講師:はっとり心療クリニック 有薗祐子Dr.       |
| 7月 4日     | 第2回運営会議(Zoom)   |
| 8月23日     | 第3回運営会議<br>全体研修会・連絡協議会<br>「 意思決定支援について(仮題) 」<br>講師:一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会<br>常務理事兼事務局長 又村 あおい 氏 |
| 11月 7日    | 第4回運営会議(Zoom)   |
| 令和7年1月 日  | 第5回運営会議<br>ブロック内研修会・連絡協議会   |
| 3月 6日     | 第6回運営会議(Zoom)   |

- ※その他、必要に応じて臨時役員会を開催する場合あり。
- ※研修会・連絡協議会の開催の形式については、基本集合型にて計画を立てなが ら、各種状況を総合的に判断し、リモート(Zoom)の活用も検討。
- ※研修会の日程については、講師の都合により変更される事もあります。

### 2. その他の活動

- ① 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会に役員を派遣。
- ② 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会と連携し、情勢や制度等最新の情報及び 各種お知らせ等をメールやZoho、県協議会HP等 を通して情報発信・共有する。
- ③ 三役会議(会長・副会長・事務局)

## 令和5年度決算報告書及び監査報告書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

| 項目     | 予算額<br>(A)  | 決算額<br>(B)  | 増減額<br>(B-A) | 備考            |
|--------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| 前年度繰越金 | 739, 947    | 739, 947    | 0            |               |
| 年会費    | 360, 000    | 348, 000    | △ 12,000     | 12,000円×29事業所 |
| 預金利息   | 6           | 6           | 0            | ゆうちょ銀行利息      |
| 合計     | 1, 099, 953 | 1, 087, 953 | △ 12,000     |               |

【支出の部】

(単位:円)

| 項目                           | 予算額<br>(A)  | 決算額<br>(B) | 増減額<br>(A-B) | 備考   |
|------------------------------|-------------|------------|--------------|--|
| 総会・研修会・<br>協議会開催費            | 200, 000    | 104, 618   | 95, 382      | 講師:謝礼/交通費/宿泊費/交流会費/<br>飲み物代、 第3回研修会会場使用料                         |
| 熊本県<br>障がい者相談支援事業<br>連絡協議会会費 | 210, 000    | 203, 000   | 7, 000       | 1事業所当たり7,000円 (NSK協会費2,000円<br>含む) ×29事業所 を県障がい者相談支援<br>事業連絡協議会へ |
| 通信費                          | 20, 000     | 10, 504    | 9, 496       | 講師依頼書・領収書郵送代<br>Zoom使用料  |
| 消耗品                          | 40, 000     | 50, 320    | △ 10, 320    | 総会・研修会・協議会資料印刷費、<br>領収書印刷費                                       |
| 備品                           | 20, 000     | 3, 105     | 16, 895      | 手指消毒用アルコール、貼付テープ・ピン<br>類   |
| 雑費                           | 5, 000      | 1, 686     | 3, 314       | 口座振込手数料  |
| 予備費                          | 604, 953    | 22, 600    | 582, 353     | 九州大会役員派遣旅費   |
| 合計                           | 1, 099, 953 | 395, 833   | 704, 120     |  |

#### 【繰越金】

収入 支出

1,087,953 - 395,833 = (次年度繰越金 692,120円)

令和 6 年 3 月 3/日

決算報告書をもとに、帳簿、領収書、支払証明書、預金通帳を照合した結果、 適正に処理されていることを認めます。

令和 分年 4月 5日 監事



令和 6 年 4 月 19 日 監事



# 令和6年度予算

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

【収入の部】 (単位:円)

| 項目     | 予算額<br>(A)  | 前年度決算額<br>(B) | 増減額<br>(B-A) | 備考            |
|--------|-------------|---------------|--------------|---------------|
| 前年度繰越金 | 692, 120    | 739, 947      | 47, 827      |               |
| 年会費    | 360, 000    | 348, 000      | △ 12,000     | 12,000円×30事業所 |
| 預金利息   | 6           | 6             | 0            | ゆうちょ銀行利息      |
| 合計     | 1, 052, 126 | 1, 087, 953   | 35, 827      |               |

【支出の部】 (単位:円)

| 項目                           | 予算額<br>(A)  | 前年度決算額<br>(B) | 増減額<br>(A-B) | 備考   |
|------------------------------|-------------|---------------|--------------|--|
| 総会・研修会・<br>協議会開催費            | 200, 000    | 104, 618      | 95, 382      | 講師交通費、謝礼、会場費等  |
| 熊本県<br>障がい者相談支援事業<br>連絡協議会会費 | 210, 000    | 203, 000      | 7, 000       | 1事業所当たり7,000円<br>(県協議会:5,000円<br>NSK協会費2,000円)×30事業所を熊<br>本県障がい者相談支援事業連絡協議<br>会へ |
| 通信費                          | 20, 000     | 10, 504       | 9, 496       | 総会・研修会依頼・案内の送料等<br>zoomの年間使用料(¥10,000-)  |
| 消耗品                          | 60, 000     | 50, 320       | 9, 680       | 研修会事務用品、印刷製本費等   |
| 備品                           | 200, 000    | 3, 105        | 196, 895     | P C 購入費(zoom契約含む)<br>事務関連用品等   |
| 雑費                           | 5,000       | 1, 686        | 3, 314       | 振込手数料等   |
| 予備費                          | 357, 126    | 22, 600       | 334, 526     | 災害時対策費、役員活動費 等   |
| 合計                           | 1, 052, 126 | 395, 833      | 656, 293     |  |

## 熊本県県南地域相談支援事業所連絡協議会規約

### 第1章 総則

#### 第1条(目的)

指定一般相談支援事業所(※1)及び指定特定相談支援事業所(※2)並びに 指定障害児相談支援事業所(※3)(以下「指定相談支援事業所」という。)に 従事する相談支援専門員等が、生活していくうえで支援を必要とする障がい 者等の地域生活の充実を図るため、相談支援の資質向上、情報交換、地域の ネットワークの構築等を行うことを目的とする。

#### [根拠法]

※1及び2:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

※3 児童福祉法

#### 第2条(名称)

当会は、熊本県県南地域相談支援事業所連絡協議会と称する。

#### 第3条(事業)

当会は、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- (2)情報収集及び情報提供
- (3) 研修会の開催
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

#### 第4条(設立年月日)

当会の設立年月日は、平成26年5月7日とする。

#### 第2章 組織形態

#### 第5条(組織)

当会の構成は、次のとおりとする。

- (1)会員は、八代市及び八代郡(八代地域)、水俣市及び葦北郡(芦北地域) 並びに人吉市及び球磨郡(球磨地域)に所在する指定相談支援事業所のう ち、趣旨に賛同し、会費を納めた指定相談支援事業所とする。
- (2)県(八代地域振興局、芦北地域振興局及び球磨地域振興局)は、オブザーバーとして参加することができる。

#### 第6条(入会)

当会に入会しようとする者は、当会の趣旨に賛同し当会の指定する方法で入会を申し込み、当会の承認を得るものとする。

#### 第7条(退会)

当会の会員は、所定の退会手続方法で届け出ることによって会員を解除し、当会が受け付けた時点で退会できるものとする。

#### 第8条(役員)

当会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名以内

事務局長 1名

運営委員 若干名

監事 2名

- (1)会長は、会員の代表者の中から1人を互選する。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または不在のときは会長の職務を代行する。
- (4) 会長・副会長・事務局長は、各圏域から選出する。
- (5) 監事は、会計を監査し、会員の中から2人を互選する。

#### 第9条(任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第10条(事務局)

(1) 当会の事務局は、事務局長の属する事業所に置き、庶務及び会計を行う。

#### 第3章 運営

#### 第11条(会議)

当会は、第3条の事業を行うため、次の会議を開催する。

- (1)総会は、年1回開催し、議長は出席会員の中から互選する。
- (2) 連絡協議会・研修会は、年3回程度開催する。
- (3) 運営会議は、会長・副会長・事務局長・運営委員をもって構成し、必要 に応じて随時会長が招集する。

#### 第12条(会費)

当会は、会費を徴収する。

- (1) 会費は、1会員(指定相談支援事業所)当たり年12,000円とする。
- (2)会費は、第3条(事業)及び第11条(会議)を行うため使用するほか、 県協議会及び日本相談支援専門員協会(NSK)の会費とする。
- (3) 会費は、年度途中での退会時返金は行わない。

#### 第13条

当会が熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会及びその関係者より依頼の あった会議・研修等各種活動への出席に伴う移動や宿泊に係る諸経費の支給 基準については、上記県協議会の規程に準じて行なうものとする。

#### 第14条(雑則)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議(総会又は連絡協議会)に諮って定める。

#### 附則

- 1 この規約は、平成26年5月7日から施行する。
- 2 設立時の会員は、次の指定相談支援事業所とする。
- (1) 八代地域

かんねさこ荘相談支援事業所 地域生活相談支援センターすまいる 氷川学園相談支援事業所風舎

(2) 芦北地域

くまもと芦北相談支援センター 石蕗の里相談支援事業所 支援センターまどか相談支援事業所

(3) 球磨地域

相談支援センターうぐいす 相談支援事業所けやき 地域生活支援センター翠

附 則(平成27年度総会第3号)

- 1 この規約は、平成27年5月22日から施行する。
  - 附 則(平成29年度総会第3号)
- 1 この規約は、平成29年5月26日から施行する。

附 則(平成30年度総会第3号)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この規約は、令和5年5月25日から施行する。